# 新自由主義的統治に抗する若者ソーシャルワークの課題

# 岡部 茜<sup>i</sup>

今日の日本において、若者の生活困窮状況はある程度のところ認知され、若者支援政策も取り組まれてきた。しかしながら、若者支援政策の枠組みは社会問題の個人的解決を図るものにとどまっており、生活保障を実現することにはいまだ至っていない。そうした状況下で、日々の生活を支えるソーシャルワークは、どういった課題に取り組むべきだろうか。本稿では、「若者」という視点から社会政策の問題点を検討し、それと同時に個別対応の問題を明らかにすることを第一の目的とする。そのために、「若者支援」における「若者」の振れ幅について論じ、社会政策の問題を導出する。そのうえで、第二の目的を、若者ソーシャルワークの位置づけと戦略について、新自由主義的統治に注目して考察することとする。新自由主義的統治のもとでのソーシャルワーク実践を検討するとともに、実際の取組みを参照し、若者期に先鋭化する就労と家族の問題に取り組むことの重要性と、アウトリーチに注目してアプローチ上の示唆と陥穽、とりわけ管理を強化する危険性について論じる。

キーワード: 若者、ソーシャルワーク、アウトリーチ、新自由主義

#### 1. 問題の所在

若者の生活問題の解決を試みるとき、主要なものとなっている二つの議論・取り組みの仕方がある。一つは、若者への個別の対応策のみをさまざまに検討するものである。若者が生活を送ることに困難が生じているのであれば、若者への取り組みは一定必要である。しかしながら、生活上の困難が生じた背景には、教育や労働、住宅などの仕組み上の問題が存在している。そのため、個別対策に限定された議論は若者の状況を根本的には改善しない。

二つめは、若者に限定するのではなく、地域における包括支援を志向する議論である。もちろん全ての人に対応する生活保障の仕組みを構築する、という方向性は必要である。しかしながら、近年進めら

れる「地域での包括的な支援」や、「断らない相談窓口」といった議論については、大きな課題があるように見える。

例えば、社会福祉のなかでは近年、「個人や世帯が抱える生きづらさやリスクの複雑化・多様化、共同体の機能の脆弱化」という状況認識のもと、制度・分野や立場を超えて、「人と人、人と社会とがつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創る」ことを目指す「地域共生社会」の理念が強調されている(地域共生社会推進検討会 2019)。この議論では、問題の把握は「複雑(化)」、「多様(化)」、「個別(的)」といった言葉で埋め尽くされ非常に曖昧になっている。このような認識や議論は、「何が問題であるのか」という根本的な議論を「課題の複合化・多様化」や「包括的支援」などのキーワードで覆い隠してしまう危険性を持つ。特定化しないことにより支援対象

i 大谷大学社会学部講師

を限定しない意図があるとしても、実際に現場で実 践する際には何に取り組むべきか、一つひとつの課 題認識が重要になる。

これらの二つの議論の仕方について,ここでは前者を「個別的支援路線」,後者を「包括的支援路線」 とひとまず呼ぶことにする。そして,本稿ではこれら二つの路線の問題を乗り越えうる,若者ソーシャルワークの議論を模索したい。

若者の生活困難が指摘され、若者へのソーシャル ワークについていくつか議論が取り組まれてきた。 そうした議論のなかでは、若者と実践者、地域住民 とが課題を協同的に解決する取り組みとして実践が 形成されていくことの重要性が主張され(山本 2015)、「保護-自立」の二極化する支援方向への批 判がなされてきた (岡部 2019)。これらの議論は社 会構造上の問題を指摘してはいるものの、若者への 個別対応の工夫や支援要求として, つまり「個別的 支援路線」のみの議論として理解される余地を残し ている。しかし、「個別的支援路線」のみに若者ソ ーシャルワークの議論が閉じてしまえば、それは構 造上の問題を免責することにもなる。「個別的支援 路線 | へと議論が限定されることを防ぐために、本 稿では「若者」という切り口から、社会政策の問題 点を検討し、それと同時に「個別的支援路線」の問 題を明らかにすることを第一の目的とする。

そのうえで、第二の目的は、若者ソーシャルワークの位置づけと戦略について、新自由主義的統治を検討の軸としながら、考察することである。若者の生活困難はこれまで社会福祉の制度対象から外れやすかったが、とはいえ「地域共生社会」論で強調されるような「つながり」で解決する問題でもない。ソーシャルワーク論は、実践において若者とかかわるソーシャルワーカーが何に留意して実践に取り組む必要があるかを整理する必要がある。本稿では、若者ソーシャルワークの一つの方向性を示すとともに、「包括的支援路線」では見すごされがちな争点について論じたい。

## 2. 「若者」の振れ幅と日本の社会政策の問題

まず、ここで日本社会における「若者」の範囲が、 どのように規定されてきたのかについて、社会福祉 に注目して整理を試みる。またそこから、日本の社 会保障等の社会政策が抱える問題について指摘し、 その後、若者支援政策の問題について言及する。

### (1)「若者支援」における「若者」

若者とかかわるソーシャルワークというと、そこでいう「若者」とは誰を指すのか、ということが一つ問題になる。とりわけ、日本の「若者支援」をめぐる政策や実践の状況には、特殊な「若者」の範囲設定がある。その点について、最初に整理しておきたい。

第一に、心理学と社会学の議論は「若者」を想定 するときに重要となる。心理学では、自我の再構成 や、親との依存関係の変化、仲間関係の重要化など が指摘される時期である。思春期・青年期、とりわ け青年期が「若者」という時期に親和的である。ま た. 社会学では、主に子どもから大人への「移行 期」として把握される(宮本 2015)。そこでは、安 定した職業生活や親の家を出て新たな居住を得るこ となどが、これまで指標とされてきた。これに沿う ように、海外でのユースワークでは、10代後半から 20代半ば頃までが取り組みの対象とされている。し かし、先に挙げた「大人になる」ことの指標となっ てきた状態(安定した就労など)に至ることは、近 年、難しくなってきている。例えば、現在では30代、 40代でも不安定な職場で働く人びとが増え、安定し た職業生活に至る人ばかりとはいえない。

第二に、社会福祉という観点から考える際には、 日本での「若者支援」が、従来の社会保障・社会福祉から排除されてきた人びとを、対象化するために拡大してきた側面もあることに注目しておく必要がある。つまり、「その他」としての「若者」である。これまで、若者は働く能力も、支えてくれる家族も ある(いる)だろうと期待され、企業と家族に生活 保障の機能を大きく任せる日本の社会保障・社会福 祉制度の枠組みから外されてきた。そのため、 労働 市場が不安定化し、家族も包摂力を弱めると、社会 的に支援の対象とならない若者が生活上の困難から 抜け出しづらい状況に置かれることになる。そのな かで、既存の制度を利用することができない層への 支援として,「若者支援」の必要性が指摘されてき た。また、児童福祉制度で対応できるような年齢で も,一時保護の厳しい仕組みなどのもと,既存の社 会福祉制度から弾き出された若者がいることも明ら かになっている(仁藤 2018、上間 2017)。つまり、 そうした既存の社会保障・社会福祉から外れ、生活 がままならなくなっているにもかかわらず、どの制 度も対応しない、そうした若者たちへの支援として 組み立てられてきた「若者」という対象把握があっ た。

このように第一と第二の認識が絡まり、ときにズ レながら「若者支援」の政策と実践は展開されてき た、と整理することができる。そのなかで、2019年 度までは政策上、日本で「若者」といえば、概ね15 歳から39歳までと考えることが多い。それは、若者 の就労支援に主に取り組む「地域若者サポートステ ーション事業」(2006年~) や子ども·若者の総合 的な支援理念を示した法である「子ども・若者育成 支援推進法」(2010年~)が、30歳代までを対象とと らえているからである。ただし、2020年度から「就 職氷河期世代支援プログラム | を実施することを政 府は打ち出し.「若者支援」と呼ばれてきた事業が ついに40歳代まで拡大することになった。就職氷河 期世代にあわせて日本の「若者支援」の年齢範囲の 上限は引き延ばされてきたといえるが、上記の政策 が打ち出されることにより、さらに「若者(支援)」 と呼ばれるものの対象は広がっていく可能性がある。 このように、日本の文脈での「若者」が生まれてき た背景には、日本の労働政策や教育政策、社会保 障・社会福祉政策の状況が強く影響している。

# (2) 社会福祉の政策的根本問題:「分類すること」を疑うこと

年齢幅が揺らぐ「若者支援」を考えるなかで見えてくることとは、日本の住宅政策や教育政策が、若者の生活に困難をもたらす要因となっているということだけでなく、そもそもの社会保障・福祉制度の対象設定ないしは方法にも限界があるということではないだろうか。

社会福祉の従来の仕組みでは、年齢、手帳、就労期間、家族の有無などで支援の対象が分けられ、その対象から外れるとどれほどその支援を利用することが効果的でも制度上は利用できない。したがって、社会保障・福祉についていえば、こうした「切り分けること」、つまりカテゴリー化して支援をおこなうこと自体の問題からも検討し、すべての人が健康で文化的な生活を可能とするような支援の仕組みを構想することが必要である。

こう主張すると、生活困窮者自立支援制度があるではないか、と言われるかもしれない。しかし、生活困窮者自立支援制度は、ほとんど金銭的給付をおこなわない。基本的には、相談を受けて、就労支援をおこなう、あるいは他の支援につなぐなどの対応に限られ、後に述べるような現行の「若者支援政策」とそれほど変わらず、生活を保障するには脆弱である。

したがって第一に求められるのは、そうした賃労働で生活の安定を図ることを規範化し、就労へ誘導する仕組みではなく、単純に何もせずともひとまずの生活が安定する仕組みである。たとえば、無条件で市民に金銭給付をおこなうユニバーサル・ベーシックインカムや、生活に必要な基本的サービスを無料で支給するユニバーサル・ベーシックサービスも検討していく必要がある。カテゴリー化の上での支援を基礎としたところから、無条件の保障を基礎として考えていくこと、そのなかに現在の若者が、そして若者だけでなくさまざまな人々が生活において困難をきたす状況を乗り越える糸口がある。また、このための一歩として、最終的には全年齢に広げる

ことを目標に、期間限定で若者層に一定の金銭給付をおこなうことや、医療や食事、住居等の無料化・ 低負担化なども考えられるかもしれない。

「若者」や「若者支援」を検討していくと、これらが注目されざるをえなかった社会状況と社会福祉のあり方の是非が問われざるをえない。そこでは、これまでの社会保障・福祉が基礎をおいてきた福祉国家の枠組みすらも、問い返すことが求められるだろう。

## (3) 「若者支援政策」の問題点

次に、日本の「若者支援政策」が何を目指してきたのかについて整理し、その課題を確認しておきたい。日本の現在の「若者支援政策」の形は、2000年代から展開されてきた。こうした日本の若者支援政策の特徴は、就労能力向上のための取組みと相談窓口の設置を中心に進められていったことである。

具体的な政策を挙げれば、2003年の「若者自立・挑戦プラン」にはじまり、2006年からの「地域若者サポートステーション事業」や2010年施行の「子ども・若者育成支援推進法」などがある。2000年代前半に登場した「若者自立・挑戦プラン」は、その目標を以下のように定めた。

プランにおいては、フリーターが約200万人、若年 失業者・無業者が約100万人と増加している現状を 踏まえ、当面3年間で、人材対策の強化を通じ、若 年者の働く意欲を喚起しつつ、全てのやる気のある 若年者の職業的自立を促進し、もって若年失業者等 の増加傾向を転換させることを目指す。(「若者自 立・挑戦プラン」2003: 4)

上記に示されるように、若者自立・挑戦プランでは、その対象が「全てのやる気のある若年者」とされてきた。こうした点から、児美川は、このプランには「『意欲』と『能力』を選別の基準とした新自由主義的な『自己責任』の論理が見事に貫いている」と指摘した(児美川 2006: 57)。

また、南出 (2015) は若者支援政策の問題点として、労働市場の競争構造維持のための再加熱の機能を持つことや、不安定な事業展開により現場が翻弄されることを指摘している。単年度予算による委託事業を中心とし、また変動の多い若者支援政策は実際の活動を不安定化させ、かかわる人々を疲弊させてきた。さらに、就労支援を基調とする政策は、労働市場の停滞を防ぎ、人々を労働者へと矯正する仕組みであるともいえる。

さらに南出は、この二点に加え、教育的・発達的 視点の弱さについても指摘し、「『政策』としてはそ の成果が問いやすい『問題への対処』(生活問題の 解決、無業状態の克服など) に焦点が当てられがち になる」と述べている(南出 2015: 29)。しかし、 若者支援政策は金銭給付や住居の保障などの生活基 盤を支える視点を欠いており、この三点目の指摘は やや妥当性を欠くようにも思われる。むしろ、就職 支援・自立支援が強調されるなか、金銭が不足して いること等の基礎的な生活状況の改善もまた据え置 きにされてきた。それは基本的に、生活そのものは 家族による支えがあることを前提とされてきたから である。そう考えるならば、「若者支援政策」は生 活基盤を保障しきれない社会保障・福祉の機能不全 を改善しないまま家族依存から企業依存への「移 行」を促すものとして組み立てられたプロジェクト であるともいえる。

相談窓口の設置については、子ども・若者育成支援推進法で、地域の支援ネットワークの設置と併せて相談窓口の設置が努力義務として呼びかけられた。また、並行して2009年から「ひきこもり対策推進事業」で、「ひきこもり地域支援センター」が設置されている。

しかしながら、生活を安定させる金銭給付や住宅、 医療の給付支援が欠落していたために、できること は限られていた。相談により一定の心理的安定が得 られたとしても、他に紹介できる仕組みも不足し、 既存の福祉や医療制度か、若者を就労可能性という 基準で切り分け、エンプロイアビリティの向上とマ ッチングにより就労を可能としていく仕組みにつなげる場合が多くなる<sup>1)</sup>。相談支援の窓口があることは、実態の把握につながり困難に対する取り組みのきっかけになるかもしれないが、それだけでは、生活を保障する仕組みとして十分ではない。また、そもそも相談窓口や支援を利用する人びとは、交通費を支払える層や情報を集めやすい層に偏る傾向がある。他にも、若者の特定状況の問題化(「ひきこもり」の問題化など)、支援の段階論的認識の課題もある(岡部 2020)。

こうした課題を抱える現行の「若者支援政策」は、 若者の問題解決を個人的なものに還元する危険性を 持つ。つまり、若者自身の個人的問題として、若者 に社会的につくられた不利の責任を引き受けさせ、 自分の能力開発により苦境を乗り越えさせようとす る「主体化」へと誘導するということにも可能性を ひらいてしまっている。

ファーロングとカートメルは現在の若者の状況を 以下のように指摘した。

階級などの社会構造は、引き続き人生の機会を形づくるが、集団主義的伝統が弱まり、個人主義的価値が浮上するなかで、その社会構造は徐々に見えづらくなりつつある。そして、そうした変化の結果、人々は、社会や世界が予測不可能で危険に満ちたものとなり、それはひとえに個人レベルでしか克服していけないかのようにみなすようになる。(Furlong and Cartmel 1997 = 2009: 12)

ファーロングらはこうした認識を「認識論的誤謬」だとして、それが若者の絶え間ない欲求不満とストレスの源になっていることを指摘している。「若者支援政策」が少なからず、「能力」、「意欲」で若者を切り分け、就労へと誘導する、あるいは追いたてるという機能を伴うものであるならば、こうした「認識論的誤謬」の強化に加担しうる危険性をもっており、むしろ若者の苦悩を強化しているかもしれない。

# 3. 新自由主義的統治におけるソーシャル ワーカーへの要請

上記のように述べてきたものの、政策の問題がそのまま実践に表れるわけではない。実践が絶えず抵抗し、その実践のなかで生み出されてきた可能性がある。「若者支援政策」が生活困難を個人化し、その解決を個人的責任とする可能性をおおいにひらき、促進するのだとすれば、若者ソーシャルワークの課題の一つは、それに抵抗することである。しかしながら、その議論のためにはソーシャルワークの持つ問題について検討しておく必要がある。

#### (1) ソーシャルワークが果たす管理/統制機能

若者とのソーシャルワークを考えるに際して、ソーシャルワーク自体が社会のなかでどのような位置にあるかについて考えておきたい。

まず、ソーシャルワークがどういうものであるのかについて、ソーシャルワークのグローバル定義を 参照しておく。

ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、

上記の定義が、多くの社会福祉の教科書で紹介されるソーシャルワークの説明である。社会正義や人権といった理念に基づき、人びとのエンパワメントと解放を促進するものがソーシャルワークであるとする定義は、その漠然さへの批判を除けば、他の批判を加えづらいものである。

人々やさまざまな構造に働きかける

ただし、こうしたグローバル定義はソーシャルワークの危険性については言及しない。上記の定義だけ見ていれば、ソーシャルワークは素晴らしきものであるように見える。また、ソーシャルワークの教科書にも危険性への言及は少ない。しかし、ソーシャルワークは人々の生活保障に貢献するとされながら、一方で人びとの生活を管理するものとして批判されもしてきた。まずは、こうしたソーシャルワークの危険性に注目する議論から出発したい。

従来の議論のなかで、ソーシャルワーク(ワーカー)の役割は、常に二面性を帯びていると指摘されてきた。例えば、サラ・バンクスは、「ソーシャルワークは、社会的利他主義(ケア)を表現しており、また社会的規範(コントロール)をも強化しており、双方に向けて貢献するのである」と整理した(Banks 2012=2016:36)。つまり、ソーシャルワークには管理を志向する実践としての役割と、権利保障を志向する実践としての役割が込められている。この二面性のなかで、いかなるものとして、いかにソーシャルワークを実践するか、という課題はソーシャルワークが逃れることができない重要なテーマである。

ソーシャルワークの管理の側面については、たと えば、1970年代イギリスのラディカルソーシャルワ ークの議論などにおいて、ソーシャルワークが社会 的な問題を個人化し、既存のシステムに合うように 個人を管理することに寄与していると批判がなされ てきた (Weinstein 2011)。また、1990年代には、フ ーコーを主に参照軸としたソーシャルワーク理論の なかで指摘されてきたとされる (三島 2007)。 フー コーは、ソーシャルワークが人々の生や生活を規格 化することを指摘し (Foucault 1975 = 1977), また ドンズロやローズもソーシャルワークが人びとの生 活を管理するうえでどのように作用してきたかを明 らかにしてきた (Donzelot 1977 = 1991. Rose 1989) = 2016)。そうした議論では、「個人の生活や自立の かたちでさえ、医師、ソーシャルワーカー、そして 心理学者から学ぶ一連の技能へと変容するに至っ

た | とされる (Rose 1989 = 2016: 356)。つまり、ソ ーシャルワークはこうした自らの管理や統制の役割 とも、これまで闘ってきたのである。三島は、こう した危険性を指摘する議論を内面化することで正当 性を保つ学問理論を反省的学問理論と呼び、ソーシ ャルワークの議論の流れを整理した。そのうえで、 ソーシャルワークの「専門家は、反省的学問理論に 拠って利用者の生きている場に降りてきたようで. 支配的なパワーに裏付けられた実践への水路も確保 している」と指摘している (三島 2007: 203)。しか しながら、三島も述べるように、「新しい形態の理 論で装うことによって、批判の対象となった『管理 装置』としての役割からソーシャルワーカーたちが 脱却できる保障はない」(三島 2007: 193)。ソーシ ャルワークにおいてソーシャルワーク自体の管理/ 統制機能との格闘はいまだ大きな課題である。

#### (2) 新自由主義的統治とソーシャルワーク

人びとの生・生活を管理していくという統治機構 としてのソーシャルワークの役割を検討するにあた り、現代の日本の社会政策に広く浸透する新自由主 義の影響は無視することができない。新自由主義に ついて、デヴィッド・ハーヴェイは「何よりも、強 力な私的所有権, 自由市場, 自由貿易を特徴とする 制度的枠組みの範囲内で個々人の企業活動の自由と その能力とが無制約に発揮されることによって人類 の富と福利が最も増大する、と主張する政治経済的 実践の理論 | であると説明する (Harvey 2005 = 2007: 10)。福祉国家批判のなかから支持を受けた この新自由主義の政策のもと、日本でも労働市場の 規制緩和が進められ、1990年代後半には派遣労働等 が増大して非正規雇用が上昇するなど雇用構造が大 きく変容し、 劣悪な労働環境に置かれる人々が増加 した。

こうした新自由主義のもとでの統治について佐藤 (2009) は以下のように述べる。

新自由主義的統治においても, 規律的統治と同様に,

諸個人に権力を内面化させるような主体化=服従化のメカニズムが決定的な役割を果たしているが、それは個々人に介入して規範を内面化させるという仕方で作動するというより、むしろ環境への介入を通じて個々人に競争を内面化させるという仕方で作動している。そこから生み出されるのは、自らの人的資本を高め、自らのリスクを自己管理するようなセルフ・マネージメントの主体であり、そのような主体形成のモデルに適応しえない者は容赦なく社会の外へと排除される。(佐藤 2009: 114)

上記の「環境」とは「偶然的な出来事が展開される場」のことであり、環境へ介入する権力は「偶然的要素が展開する場としての環境に介入し、その偶然性を統治可能なものに変化させ、環境を最適化、均衡化しようとする」(佐藤 2009: 69-70)。こうした統治のもとにソーシャルワークも機能しているとすれば、以下のことに思いあたる。つまり、ソーシャルワーカーは偶然的要素まで対象とすることで生活の隅々まで介入し、対面する人びとに対して、直面している困難を自己責任として引き受け、自身の人的資本を高めることで社会の不利に適応してく自律的主体へと主体化=服従化させる機能の発揮を求められているのではないか。

ソーシャルワークへの新自由主義の影響についてすでになされている指摘についても、ここで参照しよう。新自由主義的統治は、福祉国家がつくり出した「社会的なもの」を大きく縮小させる。そのなかで、ソーシャルワークはどのように変容したのか。新自由主義のもとに変質するソーシャルワークへの危機感から提起された「ソーシャルワーク・マニフェスト」では、「今日、多くのソーシャルワーク・マネージャーの主要な関心は、サーヴィス利用者の福祉達成よりも福祉予算の統制であり、他方で、ワーカー=クライエント関係は、ケア(care)というよりもコントロールと監督(supervison)によってますます特徴付けられるようになった」と現在のソーシャルワークの状況が描かれた(Jones ほか 2003 =

2007: 162)。また、イアン・ファーガスン(2008 = 2012)は、「マネジメント主義」、「規制」、「消費者主義」という手法を用いて、そして「根拠に基づく実践」の重視が作用しながら、新自由主義下のソーシャルワークの変容がイギリスで促されていると批判した。彼によれば、新自由主義のもと、ソーシャルワークが格差や抑圧の問題を軽視し、個人をコントロールする専門職になるよう誘導されている。

さらにファーガスンは、ニューレイバーの政策戦略の検討から、イギリスでの新自由主義政策は、「自己責任」の強調と「コミュニティ」の独特の解釈という二つの柱を持っていると指摘した。ニューレイバーは「コミュニティ」の変容について、大量失業や貧困の影響を無視して多様化した個人の選択にその原因を求め、改めて「コミュニティ」を強化しようとする。そこでは、貧困や差別の視点は見失われ、人びとの生活の統制に役立つ「コミュニティ」の強調がなされる。

こうした批判は、日本の社会福祉の政策においても重要な視点を提供する。たとえば、貧困への対策を講じないままに「コミュニティ」が強調される政策が進むのだとすれば、それはますます根本的な問題の責任を問うことのない、個人の管理/統制の強化に向かうものになるだろう。また一方的に「社会とのつながりが希薄」だと評価された人々へ「つながり」を築こうとする「地域共生社会」の構想ないし「伴走型支援」は、多くの偶然性を内包する対人関係の場に介入するという点からみれば、環境介入型の権力と非常に相性がよい。こうした点から、現代日本の社会福祉の一部の潮流は、新自由主義的統治下の管理のためのテクノロジーとしてソーシャルワークが機能する余地を広げているといえるのではないか。

上記の整理のもとに、ソーシャルワークの危険性を認識しておこう。統治実践としての役割を乗り越える戦略をここで提起することは難しいが、ソーシャルワークが日々の逼迫した生活状況にある若者に対面する以上、そうした危険性の上で、どのように

ソーシャルワークを志向するのかを考えることは無駄ではない。こうした状況で、二面性の反対側、権利保障の追求をソーシャルワークに望むことができるとするならば、どのようにソーシャルワークは実践されるべきだろうか。

先に引用した佐藤(2009)は、新自由主義権力へ の抵抗の可能性をドゥルーズやガタリの議論を主軸 としながら、排除の構造を蝕み、それを無化しうる ような主体の生成変化の戦略に見ている。「支配と 服従化を蝕むものへとたえず生成変化を続け、自ら を脱服従化し続ける」こと(佐藤 2009:167)。もし、 そうした脱服従化の実践に、ソーシャルワークが寄 与する可能性を見いだそうとするならば、 ソーシャ ルワークは、人びとの生・生活への管理/統制から の逃走。あるいは闘争の支援となることを目指すこ とになる。ソーシャルワークに内在する統治機能. そしてそれがますます人々の生・生活を制限する方 向に強化される情勢のなかで、ソーシャルワークも また管理/制限を促進する統治機構としての定位に 抗いながら、人々の生・生活への管理/統制に立ち 向かう支えとなることが求められる。はたしてそれ はいま可能だろうか。

# 4. 若者ソーシャルワークは「主体化=服従化」 に抵抗できるか

先に残した問いに対して、いくつかの実践からその可能性を探りたい。以下では、若者とのソーシャルワークが何に抵抗すべきなのかについてまず論じ、次にアプローチとして注目されるアウトリーチの意義とその議論の課題を検討する。

### (1) 若者ソーシャルワークのいくつかの争点

ソーシャルワークを、管理/統制される人びとの 生・生活に注目し、管理/統制からの逃走、あるい は闘争の支援とするのであれば、「若者期」にかか わるソーシャルワークにはどのような実践の方向性 が求められるだろうか。ここでは、若者ソーシャル

ワークが注力する闘争の地点として. 就労(「賃労 働による自立 |) や家族についてまず考えてみたい。 その理由は、現在、働くこと、家族に頼ることの期 待が強く若者の生・生活を縛るからである(岡部 2019)。また新自由主義的統治への抵抗という文脈 でとらえるならば、 就労と家族は、 日本的近代社会 が保持してきた規範ではあるものの、それを問い返 す実践は「自己責任」や「コミュニティ」の歪な強 調に抗する重要な突破口にもなる。まずは、「家族 依存」から「企業依存」へという生・生活を支配的 な形式へと制限する「若者支援政策」の枠組みをほ ぐしていくことが重要である。したがって以下では. 働いて稼いだ金銭で生活すること(稼得生活規範) と、家族に支えてもらうこと (家族扶助規範) につ いて検討していく。もっとも、この二つを乗り越え る一つの有力な方向性は、ベーシックインカムやベ ーシックサポートである。ただし、それらが実現し ない状況下でも若者の生活は日々、営まれている。 政策的提起と併せて、日々の生活を支える仕組みを 常に創造し続けていくことがソーシャルワークの課 題の一つである。

# ① 稼得生活規範からの脱線:若者への金銭給付を 開始した韓国

第一の争点として、働いて稼いだ金銭で生活を営むモデルを崩し、多様な生活のありようを実現していくことを考えたい。「若者支援」や「ひきこもり支援」のなかでは、「個別相談」→「居場所への参加」→「就労」といた段階的な支援モデルが描かれ、それが「日常生活自立」→「社会生活自立」→「経済的自立(就労支援)」という段階と並行して対置される $^{20}$ 。

しかし、経済的自立が必ず就労によって達成されなければならないわけではなく、また現状の労働政策・労働市場において、それは不可能に近い。それゆえに、金銭的な安定を他の方法で確保していく実践が重要になる。現状、日本での具体的な提案は、生活保護の受給である。家族扶養や財産の障壁から

多くの点で難しさはあるが、それでも地道に生活保 護の受給支援をおこなうことには意義があるだろう。

また、他の手立てとして、韓国で実施されはじめた取り組みを参照しておきたい。韓国の一部の地域では、「青年手当」という事業が始まっている。ソウル市のポータルサイトによれば、青年手当は毎月50万ウォン(2020年6月16日時点で換算すれば約4.4万円である)が6ヵ月間支払われる制度である。安定雇用下にない19歳から34歳までを対象とし、政府の就労支援のプログラムやそれによる手当を受けることが難しい若者が対象に含まれる。

2019年11月2日に立命館大学衣等キャンパスで開 かれた日韓の若者支援を考えるシンポジウム(「『若 者支援』は"何を"支援するのか?」)では、ソウル 市青年活動支援センター所長のキ・ヒョンジュ氏が 青年手当について報告した。彼女によれば、「青年 手当」が実施される背景には、支援者と若者が議論 するなかで「時間がない」という問題認識がうまれ たことがあった。貧困状況のなか、安定した生活や 仕事に辿り着こうとしても、 日々の生活をやりくり するためのアルバイトに追われてしまう。それゆえ、 生活を考えるためにも、一定の金銭給付が必要だと されたのである。もっとも、「青年手当」には依然 として課題も多い。「青年手当」 受給に際しては, 手当受給時のオリエンテーションへの参加と活動記 録の提出が義務付けられる。また、大学等の在学 者・休学者は利用できず、人数制限もあり、給付期 間も6ヵ月と短い。

しかしこうした課題がありながら、「青年手当」は一定の金銭給付を実現していることも確かである。取り組みは、デモや実態調査、行政との交渉などにより、若者自身や支援者によって訴えられ実現されたものであり、こうした仕組みをつくる実践に学ぶことは多い。日本においても、「就労」によって金銭を得ることだけでなく、他の方法で生活保障を実現することを試みる必要があるだろう。

またこれと併せて、「経済的自立」という言葉自体についても再考が必要である。桜井(2020)は、

障害学やフェミニズムの議論から生活保護制度の「自立」概念を検討し、「経済的自立」から「就労によらない経済的自立」が抜け落ちていることを指摘する。さらには、現代の社会福祉は、「自立」を媒介させなければ支援を提供することが難しくなっているのだとも述べる。この制限された「経済的自立」の用法や思考により、そしてそもそも「自立」という媒介なく権利保障を主張できない社会福祉の状況により、人びとへの支援は大きく制限され、稼得能力がほとんど当然視されてきた若者世代に一層大きな制限をもたらしてきたのではないか。若者支援を考えるにあたり、こうした人びとの生・生活を制限してきた枠組みもまた併せて強く問われなければならない。

# ② 家族扶助規範からの脱線:住まいの保障という 試み

第二に、家族が支援の責任を持つ、という状況を 崩していくことが必要である。それは、日本の制度 が家族で支えざるをえない状況に、人びとを追いや っているからである。日本の住宅政策は、若者が新 たに安全で安定した住居を獲得することを難しくさ せており、生活保護等の社会福祉の制度も家族によ る支援を前提としてきた。しかし、家族に頼ること /家族が支えることの縛りが、若者にとっても家族 にとっても大きな負担となる場合もある。したがっ て、家族から離れることができるように支えること も重要な実践課題となる。こうした実践は、補助金 等を用いて試験的な取り組みがすすめられている。

例えば、北海道にある NPO 法人コミュニティワーク研究実践センターは、補助金や寄付によりユースサポートハウスという住まいの提供支援をおこなっている<sup>3)</sup>。ユースサポートハウスの費用は、収入がなければ無料であり、収入があれば1日1000円で、初期は食材提供もあり、若者が安定して安全な住居に住むことを可能としている。この実践の背景には、通所型の相談支援やプログラムの限界への認識があった。週に1度相談やプログラムに参加して少し変

化が見えてきたとしても、他の多くの時間を強い葛 藤のある家族との生活や、安全が保たれないような 生活の場で過ごすことによって、再度本人の生活や 気持ちが不安定な状態へ戻ってしまったことに実践 者は直面したのだという。また、当団体は他にも、 個人でアパートを借りることが難しい未成年に対し、 支援機関や支援者が代わりに部屋を契約するなどし て、居住の場の確保支援に取り組んでいる。

この実践の意義の一つは、ハウスレスの状況からの脱出を可能とする点である。働いていても、住む場所がなく生活が安定しない状況にある若者に対して、居住支援は直接的に大きな効果をもたらす。

また、そうした居住保障の仕組みは併せて、家族と住み一応の住居がある若者が家族と距離を置くことをも可能にする。これが二つ目の意義である。たとえ住居があったとしても、家族との強い葛藤関係に置かれている場合がある。例えば、失業後しばらくひきこもり、毎日親から「いつになったら働くのか」と叱咤され、精神状態を悪化させていく人もいる。その場合、家族と離れて生活を立て直すことが重要となる場合もあり、そうした意味でも居住保障は効果的であると考えられる。

三つ目に、失敗をしながらも大きく崩れることなく、生活を可能としていける点がある。たとえば、家賃を滞納した場合、一般に居室を借りている場合は追い出されることにつながり、そこからまた野宿に至り、健康を害することがある。他方で、支援団体が貸す場合には、家賃滞納があったとしても追い出されるまでにはいたらず、次の対策を考えていくことにつながる。そしてその対策は、個人の家計管理におさまらず、住宅政策や社会福祉の政策の問題にまで広がりうるものである。

このような取り組みは、現状、寄付や補助金により実現しており、継続性には保証がない。しかしながら、若者の状況に対応し、若者やその家族の負担を求めずに必要な仕組みを生み出す実践の展開、そしてその実践の継続性の保証にむけた活動が、生・生活を限定される状況への抵抗としての若者ソーシ

ャルワークの可能性をひらいている。

# ③ 仕組みの可視化と新たな創造:社会運動の実 行・支援

上記で述べてきた二つの規範への抵抗,逃走,そしてそのための創造において重要なことは,韓国の「青年手当」によく表れているように,若者自身の視点から規範を可視化し,既存の仕組み(管理/統制の枠組み)自体を問いなおし,新たな仕組みを創造する社会運動を展開し,また支えることである。

本稿3章におけるソーシャルワークの管理/統制の機能を乗り越えるための議論でも、当事者の位置と、社会運動が一つの突破口として検討されてきた。それは、「人々のために(for)」ではなく、「人々とともに(with)」という姿勢としてソーシャルワークのグローバル定義にも書き込まれている。従来の議論のなかで、実践の評価や必要性の判断に、そして実践にかかわる議論の構成員に当事者が中心的メンバーとして位置づき、ソーシャルワーカーはそうした当事者とともに実践を創造していくことが重要であると確認されてきた。

若者支援においても、支援内容を実践者と当事者、地域住民がともに創り上げるという、支援の協同性を追求していくことが提案されている(山本 2015、若者支援全国協同連絡会 2016)。そうした議論では、社会構造の変動を背景に生じてきた若者の生活困難に対応する実践として、ソーシャルワーカーと若者が協同的課題解決の過程に一員として位置づくことで形成される「協同的関係性」が重要であると指摘される。

こうした実践の創造過程は、先駆的な取り組みに 共通している点でもある。次節で参照する若年女性 への路上での支援やシェアハウスを展開する Colaboの取組みでも、当事者運動としての独自の 展開や活動が重要な要素となっている。管理/統制 の枠組みの可視化や脱線の起点を呼び起こし、新た な可能性を押し広げていくものとして、当事者運動 を支える実践が必要になる。 それは、ソーシャルワーカーが権力や資源の分有を促進し、戦略を共有するなかで、実現していくのではないだろうか。韓国の実践では、若者にロビーイングやデモなどの具体的な活動の知識を伝え、政策化への効果的な戦略を若者と共有する。またColaboでは、路上で活動する若者が他者から攻撃を受けないように、あるいは受けたときに被害を抑えようとすることで、活動を支えようとする人々がいる。そうした、当事者活動・運動を支え、ともに活動を展開していくことのなかで、ソーシャルワーカー自身も認識していなかった管理/統制の枠組みが可視化、問題化され、そこに新しい仕組みを創造する地点、尖端が出現する。

またこうした協同性は、どのように友好な関係、つながりを築くことができるのか、というように、しばしば関係性の問題として注目されがちである。「地域共生社会」の議論でも、「支える側―支えられる側」という関係を超えることが重視される。しかしながら、協同的解決を目指す関係性の変化は、個人に責任や困難が還元されることへの抵抗なくしては実現されないという点に注意したい<sup>4)</sup>。「若者支援政策」は個別の能力向上や意識変革によって就労や社会参加を促進する枠組みを維持してきたが、協同解決のためにはそうした社会問題の個人的解決の認識、思考、実践から抜け出し、現状の排除と制限に満ちたものからより自由で生きやすいものになるよう社会を支援する、あるいは創造していくことが不可欠である。

# (2) アウトリーチで解決するか?:管理か、それ とも抵抗か

次に、アプローチの議論についても少し言及しておきたい。実践においては若者たちの生活に合わせた取り組みが求められる。若者が読まないような地域の広報誌で支援を宣伝してみたところで、若者には届かない。若年女性への支援を展開する仁藤が、「援交おじさんを見習って」と呼びかける意図は、若者の生活世界からあまりにかけ離れたところでな

される「支援」への批判がある。こうした従来の「支援」のスタイルを脱するために、「アウトリーチ」は近年、注目を集めている<sup>5)</sup>。ただし、このアウトリーチの実践は、若者へのアプローチとして大きな可能性を持つ一方で、危険性も同時に持っており、ここではその点について論じておきたい。

#### ① 街頭とインターネット

アウトリーチの実践として、まず先述の批判を提起した仁藤が活動する Colabo の取組みに注目してみたい。Colabo では、バスを用いて新宿と渋谷で交互に週一度の10代女性のための無料カフェを実施している<sup>6)</sup>。ピンク色のテントが張られたカフェスペースには、電源や椅子とテーブルが用意され、若年女性たちがくつろいでいる。また、生理用品や衣類、コスメ、コンドーム、食糧などが無償で提供され、スタッフに相談したいことがあれば相談できるようになっている。

これと同時に、若者やスカウトで溢れる路上を、 実際にまちを彷徨った経験のある若年女性が歩き、 若年女性たちに声をかける。利用できる場があるこ とをまちを歩く若者に伝え、QRコードやサービス が書かれたカードを手渡す。これを何度もおこない ながら、若者たちに頼る先があることを地道に伝え 続けている。

従来、若者支援は相談でも就労体験等でも若者自身が支援機関に赴くことを必要としてきた。あるいは、支援機関に行くことが難しいという課題認識がなされた「ひきこもり支援」の議論などでは、家庭に訪問する取り組みもなされてきた。しかしながら、家がある/にいられる若者ばかりではない。それゆえに、若者が行き来する場に出向き、支援があることを伝え、また必要な物資を届けることの重要性は大きいだろう。

また、家にいるからといって、家への訪問を望む 若者ばかりではない。他者とのかかわりに不安や恐 怖を持つ若者にとって、自分の家に他者が入るこむ ことは大きな苦痛となりうる。そのため、他の手立 てとして、手紙やインターネットを介した情報共有 や支援がある。

現在は、教育委員会や民間の団体が SNS やその他、インターネットを介した相談を受け付けている。特に政府による取り組みは、2017年の座間 9 遺体事件を受けて強化された。厚生労働省はその再発防止の一環として、2018年 3 月の自殺対策強化月間に合わせて SNS を通じた相談・支援を集中的に実施した。その後も複数の団体が、LINE や Twitter 等を用いて、若者が相談しやすい体制を整えるよう試みている。

インターネットを介した取り組みも、従来型の来 所や電話での相談とは異なる形で支援にアクセスす ることを可能としている。また、LINE 相談などは 支援機関を知ることが利用の前提となるが、Twitter などに書き込まれた言葉(「死にたい」など)に対し て働きかけ、相談場所があることを知らせるような 方法は、支援を知らせる新たな工夫として興味深い ものである。

以上,こうした取り組みは、申請主義の問題を乗り越える可能性をひらき、非常に重要なものとなりうる。その点を確認したうえで、アウトリーチのようなアプローチの議論に収斂してしまうことの問題について、次に考えてみたい。

## ② アプローチ論の限界と陥穽

先に、街頭やインターネット上でのアプローチについて述べてきたが、アプローチを議論することの限界と陥穽については指摘しておく必要がある。先に取り上げた若者が活動する場へと出向く取り組みは、これまで警察官による取り締まりや巡回として実行されてきた様式でもある。

方法を語ることの難しさの一つはここにある。適 したアプローチはあくまでも手段であり、それはど うとでも機能しうるからだ。そして、それはインタ ーネットを介したアプローチでも、そして他のもの でも同様である。したがって、アプローチの工夫ば かりに注目が集まることも、根本の問題が後景化す ることにつながる危険性を持っている。

警察官と Colabo のアプローチは、形だけみれば同じアプローチでも実践の志向性は大きく異なっている。例えば、両者どちらも若者の安全を守る意図を持っていたとしても、警察官は、基本的には「保護」という名目で夜間徘徊する若者の自由を奪うのに対し、Colabo は生活用品や10代女性の場を保障することで、若者の自由の拡大を試みてきた。その実践が若者の自由を制限するのか、拡大するのか、若者を縛り管理する規範を強化するのか、脱線させるのか。アウトリーチのなかにもまた、管理/統制と権利保障の攻防が常に存在している。

したがって、若者に接近するアプローチの工夫は、 ただそれだけで問題が解決するというものではなく. 何に抵抗し、何を創造するのかが問われなければな らない。警察は路上で若者に遭遇しても、家庭か児 童相談所かという選択を迫るだけであるが、Colabo はシェアハウスや食べ物、衣類など、若者の生・生 活を支える具体的な手立てを用意し、路上に出向く。 警察は若者たちが行き来する空間を警察の色に染め てしまうかもしれないが、Colabo は新宿区の庁舎 前などの空間をテントで囲い、当事者運動としてそ の場を若者たちのための空間として再設定する。そ うした取り組みは渡邊 (2012) が論じているような 「抵抗の空間」としても読み取ることができるだろ う。そしてそれゆえに、空間の管理として浸透する 現代の統治への有効な抵抗につながっていく可能性 を持つのである。

SNSや路上での活動, さらには「伴走型支援」など, 現在注目されているアプローチは複数あるが, そこに若者を取りこぼしてきた既存の仕組みとは異なる手立てで金銭給付や住居, 食糧などの生活を維持する仕組み, つまり, 管理/統制実践に抗する仕組みの創造がなければ, それらのアプローチの効果は発揮されないだろう。支援情報が届いたところで窓口に出向いて断られることや, 断られなかったとしても複雑な手続きに気持ちが挫かれ, 支援が利用できないこともあるからだ。また, そればかりでは

なく、具体的な抵抗やそのための創造のないアウトリーチは、警察をソーシャルワーカーに変えただけの取り組みにもなりうる。つまり日常生活の隅々まで人々を追い回し、管理する手段になりうる。したがって、いま存在している制度につなぐことができれば問題は解決するとして、その危険性を踏まえずアウトリーチを拡大することは、非常に危うい議論である。

### 5. 小括

本稿では、若者に焦点を当て、社会政策とソーシ ャルワークについて論じてきた。「若者支援」や 「若者問題」と呼ばれるものは、従来指摘されてき たように労働市場や家族形態の変化からだけでなく. 社会保障・福祉政策の課題からも生じてきている。 「若者ソーシャルワーク」という言葉を使うと、若 者に対して新しくソーシャルワークを展開する分野 を広げるべきだ、という主張として取られることが ある。しかし、若者の生活が困難化し、支援が必要 だと言わざるをえない状況を前に、ただ若者への取 組みを広げるという議論で終わるならば、それはモ グラ叩きのように表面的な困難をつぶしているだけ である。そうしたひとまずの対応が必要であるとし ても、なぜ若者が、支援が必要だと言われる層とし て表出せざるを得なかったのか。どのような規範や 制度が作用してきたのか。問われるべきは、そうい ったより根本的な仕組みであり、ソーシャルワーク が目指すのはそうした根本的な仕組みを揺るがす実 践である。

また、「若者支援政策」が社会問題の個人的解決へと誘導する危険性を持つものであることを確認した。それは、若者自身が困難を自己の責任として抱え込むという苦痛に満ちた状況を、さらに悪化させるものとして作用しうる。こうした状況に、応答する責任がソーシャルワークにはあるだろう。

しかし、ソーシャルワークにも問題はある。後半 部分では、ソーシャルワークの管理/統制機能と新 自由主義的統治に注目して、ソーシャルワークの位 置づけを確認した。そのうえで、若者ソーシャルワ ークの戦略について検討を加えた。「若者支援」と しては居場所支援や就労支援が中心的に議論されて きたが、稼得生活規範と家族扶助規範は若者の生活 を大きく制限しており、 稼得や家族に頼らずとも生 活していくことを可能とする仕組みを創造し続ける こと、そしてその規範を脱線させていくこともまた 若者ソーシャルワークの重要な課題である。また人 の生・生活を管理し制限する規範を触んでいくこと は、若者に限定されない影響をも生むことになるだ ろう。第3章では「自立」の媒介を社会福祉の議論 は不可避としてきたという指摘を参照したが、ソー シャルワークが何を「よいもの」とみなしているの かについて批判的に問い、その規範により生じる制 限からの脱出口を絶えず広げることが求められる。

新自由主義的統治のもとでは、人々が経験する困 難は、人的資本を蓄積し自己を絶えず管理する主体 の責任によって個人的なものとされていく。そこで は.「能力 | や「困難 |. 「主体 |. 「解決 | などはどれ も個人に帰属するもの、個人が所有するものとして のみ理解される。それはソーシャルワーカーや実践 団体も同様であり、評価や委託の仕組みは、ますま す個人 (一団体) の努力により苦難のなかを適応す る企業家のような振る舞いに誘導する。しかし、こ うした個の強調と自己責任化のなかで、問題は拡大 してきた。こうした個に折り返されていく流れに逆 らい、社会の仕組みに切り返す実践が不可欠である。 そうした管理や統制に抗い続ける不断の実践のなか でこそ、脱服従化の道筋は生まれ、若者の生・生活 の制限を弱めることが可能になるのではないだろう か。

※本研究は JSPS 科研費18K13012の助成を受けたも のである。

#### 注

1) もちろん、就労支援の枠組みのなかでも、安定

- した本人にとってよりよい労働環境の追求や, 仕事づくりを目指す取り組みがあり, 就労支援自体は支援の一つとして重要なものとなっていることに留意したい。
- 2) 詳しくは、 岡部 (2020) を参照されたい。
- 3) ここでの記述は、2020年3月に職員からの聞き 取りをもとにしている。
- 4) たとえば、そうした事実は障害者運動とソーシャルワークをめぐる実践や議論のなかで指摘されてきた(Oliver & Sapey 2006 = 2010)。
- 5) 日本において「アウトリーチ」は家庭訪問を指す言葉として限定された意味で用いられることも多い。こうした「アウトリーチ」の議論や実際の取組みの限定性の課題や、どのように若者との活動においてアウトリーチが展開されているかについて言及するものとして、荒井(2019)の議論がある。
- 6) ここでの記述は2019年9月の活動への参加経験 をもとにしている。また、Colaboの活動は、仁藤 (2018) にも概要が記載されている。

#### 文献

- 荒井和樹,2019,『支援を前提としない新しい子ども 家庭福祉子ども・若者が創るアウトリーチ』ア イエス・エヌ.
- Banks, Sarah., 2012, Ethics and Values in Social Work (4<sup>th</sup> edition), Palgrave Macmillan (= 2016, 石 倉 康次・児島亜紀子・伊藤文人監訳『ソーシャルワークの倫理と価値』法律文化社).
- Harvey, David., 2005, A Brief History of Neoliberalism, Oxford: Oxford University Press (= 2007, 渡辺治監訳『新自由主義―その歴史的展開』作品社).
- Donzelot, Jacques., 1977, *LA POLICE DES FAMILLES*, Editions de Minuit (=1991, 宇波彰訳,『家族に 介入する社会――近代家族と国家の管理装置』, 新曜社).
- Ferguson, Iain., 2008, Reclaiming Social Work:
  Challenging Neo-liberalism and Promoting Social
  Justice; SAGE Publication of London (=2012, 石
  倉康次・市井吉興監訳『ソーシャルワークの復権
  新自由主義への挑戦と社会正義の確立』クリエイ
  ツかもがわ).

- Foucault, Michel., 1975, Surveiller Et Punir: Naissance De La Prison, Gallimard (=1977, 田村俶訳, 『監獄の誕生―監視と処罰』新潮社).
- Furlong, Andy., and Cartmel, Fred., 1997, Young People and Social Change: Individualization and risk in late modernity, Open University Press. (= 2009, 乾彰夫・西村貴之・平塚真樹・丸井妙子訳『若者と社会変容―リスク社会を生きる』大月書店).
- Jones, Chris., Ferguson, Iain., Lavalette, Michael., Penketh, Laura., 2003, 'Social Work and Social Justice: a Manifesto for a new engaged practice', (=2007. 伊藤文人訳「ソーシャルワーク・マニフェスト―イギリスにおけるラディカル・ソーシャルワーク実践の一系譜―」『日本福祉大学社会福祉論集』(116), 161-176).
- 児美川孝一郎,2006,「日本の若年就労支援策は若者 たちを救えるか?―キャリア教育政策を中心に ―」『教育』56(3),54-60.
- 南出吉祥,2015,「若者支援政策の変遷とその課題」 『総合社会福祉研究』(45),24-31.
- 三島亜紀子, 2007, 『社会福祉学の〈科学〉性 ソーシャルワーカーは専門職か?』 勁草書房.
- 宮本みち子,2015,「移行期の若者たちのいま」宮本みち子編『すべての若者が生きられる未来を:家族・教育・仕事からの排除に抗して』岩波書店,1-32.
- 仁藤夢乃, 2018, 「10代の居場所――『困っている子ども』が安心できる場を」木村草太編『子どもの人権をまもるために』晶文社, 77-96.
- 岡部茜,2019,『若者支援とソーシャルワーク』法律文 化社.
- 岡部茜, 2020,「『ひきこもり支援』の危うさと抵抗と しての協同」『障害者問題研究』68-73.
- Oliver, Michael., Sapey, Bob., 2006, Social Work with Disabled People 3rd ed., Macmillian. (=2010, 野中猛監訳,河口尚子訳『障害学にもとづくソーシャルワーク―障害の社会モデル』金剛出版).
- Rose, Nikolas., 1999, Governing the soul: The Shaping of the Private Self (second edition), Free Association Books. (=2016, 堀内進之介・神代健彦監訳,『魂を統治する――私的な自己の形成』

以文社).

- 桜井啓太, 2020,「生活保護における『三つの自立論』 の批判的検討」『社会政策』91-101.
- 佐藤嘉幸, 2009, 『新自由主義と権力 フーコーから 現在性の哲学へ』人文書院.
- ソウル市(2020年4月9日取得, https://youth.seoul. go.kr/site/main/content/youth\_allowance\_justice).
- 上間陽子, 2017, 『裸足で逃げる――沖縄の夜の街の 少女たち』太田出版.
- 山本耕平,2015,「若者問題と社会福祉実践の課題」 『総合社会福祉研究』(45),2-11.
- 若者支援全国協同連絡会編,2016,『「若者支援」のこれまでとこれから:協同で社会をつくる実践へ』

かもがわ出版.

- 地域共生社会推進検討会、2019、「『地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会』(地域共生社会推進検討会) 最終とりまとめ」(https://www.mhlw.go.jp/content/12602000/000581294.pdf, 最終閲覧日2020年4月17日).
- 渡邊太, 2012, 『愛とユーモアの社会運動論―末期資本主義を生きるために―』北大路書房.
- Weinstein, Jeremy., 2011, 'Case Con and radical social work in the 1970s: the impatient revolutionaries', in Lavalette, Michael. (eds) *Radical Social Work Today: Social work at the crossroads*, Policy Press. 11–25.

## Issues in Social Work with Young People against Neoliberal Governance

OKABE Akane i

Abstract: The difficult situation facing the young people of Japan today has been exposed to some extent, and policies for their support have also been formulated. However, such policies are aimed at resolving social problems as personal problems rather than establishing a system that targets a life of sufficiency. These policies enhance the personal skills of young people and emphasize psychological change but overlook the need for financial support. Under such circumstances, what issues should be addressed by social work that supports daily life? Firstly, the paper discusses problems in social policies by examining the meaning of "young people" in "support for young people." In addition, this paper clarifies issues regarding support as individualized response. Secondly, this paper discusses the position and strategy of social work with young people, with neoliberal governance as a reference axis. Through this discussion, the study considers the transformation and control aspects of social work practices under neoliberal governance. In addition, it highlights the importance of addressing employment and family issues that beset today's youth, and underscores the implications of social work with young people, using actual efforts as reference. In particular, the norms of relying on family in the face of problems and living on earned money are prevalent. Therefore, resisting such norms and expanding the possibilities of life are important aspects in social work practice and theory. Finally, the paper points out the dangers of focusing on the approach. Especially, the paper focuses on approaches to outreach and discusses the risks that such approaches can lead to increased control of people.

Keywords: Young People, Youth, Social Work, Outreach, Neoliberalism

i Lecturer, Faculty of Sociology, Otani University